

遺言執行と財産整理業務のノウハウ



司法書士・行政書士 星野リーガル・ファーム

代表司法書士 星野 文仁

目 次

- P 3～10 1. 遺言執行業務の流れ
- P11 2. 争族を起こさない遺言書作成のサポート
- P12～14 3. 財産整理業務と遺言執行との違い
- P15～18 4. 財産整理業務の注意点

■ 本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、令和2年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しておりますが、令和3年4月1日現在改正の影響はございません。

1. 遺言執行業務の流れ(1)

一般的な遺言執行業務の流れについて、遺言書作成から順に追っていきたいと思いますが、その前に遺言執行者を定めることのメリット・デメリットについて触れたいと思います。

メリット

- ①遺言者の意思を最も確実に実現できる。
- ②相続財産の把握を相続人自身で行わなくてよくなる。
- ③相続人間の意見を中立的な立場で聞くことができる。

デメリット

- ①費用が掛かる。
- ②相続人間の争いが激化すると、調整することが困難になる。

1. 遺言執行業務の流れ(2)

1. 遺言書作成サポート

お客様に対して、遺言書を作成する理由について充分聞き取りを行います。
高齢の方は気が変わりやすいので、根気よく話を聞く必要があります。

2. 遺言書の作成

遺言書は、基本的に公正証書で作成します。公正証書でない場合、法務局に保管されている自筆証書遺言書をのぞき裁判所での検認が必要となり、手続に時間がかかります。

※令和2年7月10日から自筆証書遺言書の法務局保管制度が始まりました。こちらを利用する場合も検認は不要となりますが、法務局は遺言書の内容までは確認しないため、その遺言書が無効となる可能性は依然としてあります。そのため、公正証書の方が確実です。

余談ではありますが、相続人との後々の紛争を避けるために、遺言書には、遺言執行者の報酬についても明記しておくことが好ましいと思います。

1. 遺言執行業務の流れ(3)

＜公正証書遺言の方法について＞

(i) 事前に遺言者から聞き取りをした内容を元に、公証役場とやり取りをし、遺言書を作成します。

(ii) 作成した遺言書の内容について遺言者に説明し、遺言者の意図した内容と齟齬がないか確認します。

(iii) 公証役場にて、証人2名以上が立ち合いのもと、公証人が遺言者に対して、遺言書の内容について読み聞かせを行います。

(iv) 遺言者及び証人が遺言書に各自署名捺印します。

※遺言者が公証役場に行くことができない場合は、公証人及び証人が遺言者の居住地へ赴き、上記(iii)及び(iv)の手続を行います。